

志木市子どもの居場所に関する事業ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人又は団体（以下「事業者等」という。）が実施する子どもに居場所を提供する事業の内容を市ホームページに掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象事業)

第2条 掲載対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 子どもたちが安心して過ごせる場所を提供する事業
- (2) その他市長が認める事業

(掲載対象者)

第3条 事業を掲載できる事業者等は、市内で前条に掲げる事業を行っているものとする。

(掲載の申請及び決定)

第4条 事業の掲載を希望する事業者等は、志木市子どもの居場所事業掲載申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、その結果を志木市子どもの居場所事業掲載決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

(掲載の範囲)

第5条 市ホームページに掲載できる事業の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 他者を誹謗中傷する内容
- (3) 著作権その他権利を侵害する内容
- (4) 虚偽又は誇大な内容
- (5) 誤解を招くおそれのある内容
- (6) 営利的性格が強い内容
- (7) 個人又は企業宣伝に関する内容
- (8) 政治的又は宗教的活動に関する内容

(9) その他市長が掲載することが妥当でないと判断した内容

(掲載期間)

第6条 事業の掲載期間は、掲載日から当該事業が終了する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までとする。

(免責事項)

第7条 市は、事業内容をホームページに掲載し、又は掲載しなかったことによって生じたいかなる損害について一切の責任を負わないものとする。

2 事業に関する事故又はトラブル等に関する責任は、事業者等に帰属するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。